新工ネ利用特措法改正検討委員会 第1回会合 議事録

日時:2006年6月13日(火)15:00~17:00

場所:参議院議員会館第1会議室(東京都千代田区永田町)

参加者:末尾「参加者リスト」参照

議事次第

- 1. 開会、本委員会の目的・狙いなどの説明 (GEN)
- 2. GEN の提案について(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク(GEN)・飯田哲也)
- 3. GEN の提案へのコメント
 - コメント: GEN 提案について(東京電力・見学信一郎氏)
 - コメント: 同上 (風力発電推進市町村全国協議会会長/北海道苫前町長・森利男氏)
 - コメント: 同上 (日本風力発電協会顧問・可児浩一郎氏)
 - コメント: 同上 (日本地熱開発企業協議会/出光大分地熱株式会社・森山清治氏)
 - コメント: 同上 (三洋電機株式会社・和氣政広氏)
 - コメント: 同上 (資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室室長・安居徹氏)
 - コメント: 同上 (自然エネルギー促進議員連盟会長/衆議院議員・小杉隆氏)

(予定されていた小杉議員のコメントは実際はなかった)

- 4. 質疑応答・議論
- 5. 今後の予定等、閉会 (GEN)

当日配布資料一覧(ホームページ別枠に掲載)

趣旨・進行案 (GEN)

参加予定者一覧(GEN)

新エネ利用特措法(RPS法)見直しの具体的な制度提案(GEN)

RPS 法評価検討小委員会・報告書(資源エネルギー庁)

新エネ利用特措法見直しの具体的な制度提案についてのコメント(日本地熱開発企業協議会)

(参考資料)風力発電推進市町村全国協議会パンフレット

(参考資料)日本地熱開発企業協議会パンフレット

説明資料(ホームページ別枠に掲載)

新エネ利用特措法(RPS法)見直しの具体的な制度提案スライド(GEN) EU15ヶ国の風力発電コストとサポートレベル比較図(EU報告書より抜粋)

議事録

(注1:以下、すべて敬称略です)

(注2: 当日配布資料があった報告は、詳細を略し配布資料参照とさせて頂いている場合があります)

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ 開会、司会の挨拶。配布資料の確認と議事予定の説明。
- ・ 私どもが主催しているこの場は昨年度も 4 回ほど開き、いろいろなテーマで議論し皆様からご意見

を頂戴した。今年度は、今まさに政府の方でも RPS 法評価検討小委員会を開催され、先日報告書がまとめられたところである。私ども GEN でも 5 月終わりに、具体的な制度見直しの提案をまとめたところだ。

- ・ いつもは資源エネルギー庁や東京電力に対してこちらからいろいろ申し上げることが多い訳だが、 本日は、私ども GEN の提案について、それぞれの立場からいろいろなコメントを頂いて、それによって少しでも RPS 法見直しの前向きな方向を見出して行きたいと考えている。
- ・ 最初に私どもの方から提案について 20 分程度説明し、そのあと議事予定に書いてある皆様方からコメントを頂くという形で進め、後半は総合的に議論という形で考えている。小杉議員は時間未定だが来て頂ける予定で、到着次第コメントを頂く。
- · では早速 GEN から説明する。

飯田哲也(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ お手元の A4 の横書きの資料「新エネ利用特措法(RPS 法)見直しの具体的な制度提案」に細かい字でいるいろ書いてあるので、エッセンスのみを抜き出したシンプルなパワーポイントで説明したい。 パワーポイントはお手元には配っていないが、内容はお手元の A4 の資料とほとんど同じである。
 - (注:このパワーポイントとは、ホームページの「説明資料」に掲載している「新エネ利用特措法(RPS法)見直しの具体的な制度提案スライド(GEN)」のことである。)
- ・ 1 番目に「現状認識と新エネ利用特措法(RPS 法)見直しの方向について」ということで挙げている。 国際的な認識としては、固定価格制が、単に普及に効果があるだけではなく、コストを下げるという意味でも効果があるということが、昨年(2005年)12月8日のEUの政策レビュー("The support of electricity from renewable energy sources")でも出ている。イギリスのRPS(RO)制度も、どちらかと言えば失敗に終わったという評価が定着してきているのでないか。そのような既に実証された認識の下で、議論すべきだ。日本でも、新エネ利用特措法(RPS法)に一定の効果はもちろんあったとは思うが、問題もいくつか既に顕在化しており、出来れば、法律の改正の所にかなり踏み込んだ形で見直しをして行った方が良いのではないかと我々としては考えている。
- ・ とはいえ、全く新しく一から新法を作り直すというのは大変なので、現行法を活かしながら、固定 価格制度の良い所を取り入れる方法はないだろうかということで、「RPS 法の枠組みを使いつつも固 定価格的な要素を盛り込む」というあり方を目指して行きたいと考えている。
- ・ もう一つ、最近出た(政府の経済産業省資源エネルギー庁の)RPS 法評価検討小委員会の報告書で は踏み込んでいなかったが、費用負担のあり方についても我々としては考えるべきではないだろう かと思っている。これから秋の新エネ部会に向けては、目標値・目標期間・定義の見直しなども議 論されるということになっているので、それらにも触れている。
- ・ 目標値について一番シンプルな分かり易い図としては、このようなイメージは目指してはどうかということで示した。
- ・3年ほど前に我々はWWFと一緒に、再生可能エネルギーを2010年までに、電力・熱・1次エネルギーすべての分野で「2010年に10%」というものを2002年に出したことがある。一昨年(2004年)には市民エネルギー調査会で「2030年に(再生可能エネルギー)20%」というものを出している。相当頑張ればその程度の再生可能エネルギーの導入量というのは、十分可能だと思っているが、それを少し緩くして、2020年に5%くらいは十分に可能ではないかと考える。つまり、より現実的な一案として、今回の(RPS法小委報告書での)見直し前の2007年から2010年までのカーブをそのまま延長すれば2020年に5%くらいになるので、それを示してみた。また目標期間についても、(長期化して)2020年くらいをにらんで定めることが必要なのではないかと考える。

- ・ これをすべて新エネ対策の RPS 義務量でやるのが良いかというと、そうではないのではないかと思っており、「1 階部分」と「2 階部分」という形に分けて考えてはどうかと思う(パワーポイント (説明資料)の P.3 参照)。正確に言うと、もう 1 階下に、電気そのものの価値の「土台部分」「ゼロ階部分」がある。ヨーロッパ・アメリカ型の建物の階数の表示で、ロビー階があって 1 階・2 階という形になっていることをイメージしてほしい(パワーポイント(説明資料)の P.5 参照)。「ロビー」の所は電気そのものの価値である。「1 階部分」は新エネ対策量で、義務として電力会社にどこまで頑張って頂けるのかということになる。その上の「2 階部分」は温暖化対策ということで、国民全員で、電力会社だけでなく電気のユーザー全てが頑張れるような、温暖化対策のための 2 階部分という形を考えた。このような「2 段階」でやってはどうかと考えている。この 1 階部分については、従来の RPS 法の見直しで対応する。目標値の線が微妙に斜めに上がっているのをどのくらいにするのが現実的なのかというのは、我々内部でも数字を詰めていない。ここは、電力会社に頑張ってもらえるだけ頑張って頂く、という形になると思う。
- ・上の「温暖化対策量」の2階部分については、新しい費用負担の仕組みを新法を作って考える必要があると思っている。新法としては、ひとつの基金を作って、これを税と基金でまかなうようなスキームを考える。今回のパワーポイントの図には用意していないが、基本的な考えとしては、電源開発促進税は目的税を削減して行く方向なので、電促税を下げながら、託送料金をその分若干上乗せして、それによっていわゆる資金管理法人を設けて、そこが2分の1なり3分の2を支給していく。残りの2分の1または3分の1は、石油石炭税など、国すなわち環境省・経産省の共管で新エネ分を買い上げていくという形で、これが「基金スキーム」の提案だ。もう一つのスキームは、一般の企業がこのRPSクレジットを購入できるようにして、それに対して優遇税制を設けるというもので、これは我々は「三方一両損スキーム」と呼んでいる。このように、大きく2つの類型を考えている。その後者の方は、今日後程詳しくご説明したい。
- ・ (パワーポイント(説明資料)の P.4 参照) いずれにしても、このように大きく 2 つに分けて行こうということだ。もっと明確に書くと、「RPS 法の枠を継続してやって行く部分」と「温暖化対策の要素を加味してランニング補助をして行く仕組み」という 2 つで、全体は RPS クレジットが「共通通貨」として通用するという形を取る。
- ・ (パワーポイント(説明資料)の P.5 参照) 先程のロビー階・1 階・2 階で考えて行くと、「ロビー階」の電気事業者負担(電気のみ価格)の部分は、いわゆる「油の焚き減らし」と言われているが、我々も調べてみたが、電力会社ごとにどのように設定しているのか根拠がよく分からない。これについては、国すなわち経済産業省の方でガイドラインを作って、電力会社に透明な価格で電気のみ価格を買ってもらうというような微修正が必要ではないかと思う。
- ・ その上の「1 階部分」は、今の RPS の継続ということだ。これは後で出てくるが、RPS の仕組みの 若干の手直し、すなわち、目標期間を延長する、上限価格を設ける、ペナルティ制度を設ける、下 限価格を設けるなど、事業リスクを低減するような形の手直しで、1 階部分は継続する。
- ・「2階部分」は全く新しい、(パワーポイント(説明資料)の P.5 の) 黄色と青の部分だ。(黄色の部分の)2分の1ないしは3分の1は、国の税金による費用負担ということである。例えばこれは、電力会社のみでなく、鉄鋼メーカーや自動車メーカー、場合によっては大手の不動産会社でも銀行でもいいので、RPS クレジットを購入して、その購入したクレジットに対して、国が石油石炭税なりもしくは法人税減税などで、事実上補助するという形だ。これは実は、昨年環境省が炭素税の使途の一つとして提案したものなので、実現性は一応あるのかなと思う。
- ・ (青の部分の)残りの2分の1ないしは3分の2は、先程のように基金として拠出する形がひとつ ある。もしくは、カーボン価値(炭素削減価値)を環境省がクレジットに対して認める、同じく経

産省が省エネ価値を認めることをオフィシャルにすることで、十分に数字の価値を持つ。もう既に グリーン電力だけでも数円単位で取り引きされる時代なので、それをより確実にするために、炭素 削減価値と省エネ価値を環境省と経産省がそれぞれ認めてやれば、この部分は電力以外の企業が買う意味を十分に持つので、それによってこの 2 階部分を支えて行くという形が良いのではないかと 思う。

- ・ (パワーポイント (説明資料)の P.6 参照) そのコスト負担の仕組みを分かり易く図示したのがこのスライドで、提案書の P.5 の図 4 よりグラフの棒をひとつ減らしてある。社会的な支援を電力のユーザーにまで広げた場合のイメージだ。今の RPS 制度は、顧客に対して費用負担を転嫁すれば全体的な国民負担ともいえるが、電力会社のみが「一次(一時)負担」をしており、一時的な負担はこういう形である。国の補助制度は、エネルギー関連事業者が石油石炭税で支払っているという形となっている、つまり、国が代わって徴収して(補助を)出す形だ。先程のように、電力ユーザーが RPS クレジットを買える形にすれば、費用負担をする範囲が一気に広がってくる。これで国民全員の負担によって、京都議定書目標達成、さらにはそれをはるかに超えて達成して行くような仕組みになって行くのではないかと、我々としては期待したい。
- ・ 以上までが一番大事なところで、それ以外についていくつか述べる。
- ・ (パワーポイント(説明資料)の P.7 参照)国際的に共通の「New Renewable」すなわち「持続可能な自然ネルギー」という定義と合わせるということだ。実はこれは、新エネ部会で既に出されている定義の修正と限りなく近いので、あとは「伝統的なバイオマス」の所だけはっきりさせれば、事実上は国の新しい再生可能エネルギーの定義は、これとかなり近くなってきたのではないかと思う。
- ・ 地熱は全て対象とするということだ。ただ、既設の扱いについては、できるだけ新設が増える形で お金が流れるように、何らかの扱いを検討する必要があるのではないかと思う。
- ・ 小水力は、1000kW ではなく 1 万 kW くらいを水準として、その他に環境保全なり、社会的合意要件などを導入する。それから既設の扱いは、これについても要検討という形になる。
- ・ 一般廃棄物・産業廃棄物はいわゆる「新エネ」だった訳であるが、これは RPS 法からは原則除外して行くという方向だ。むしろ、バイオマスを入り口に定義をし直すという形で、国際的にはウェイスト(廃棄物)の単純な焼却の発電所は通常は Renewable に入れていない国がほとんどなので、これは除外しつつ、「便宜上産業廃棄物になってしまうが実は正常のクリーンなバイオマス」とか、あるいは多少若干の問題はあるもののバイオマスである建築廃材くらいまではかろうじてバイオマスに入れていいのではないかと思うが、これは別途詳細な議論が必要だと思う。それを見直した上で目標量を変更するというのは、国の方でもうオンラインで乗っかっているので、秋に向けてより詳細な提案を我々としてもして行きたいと思う。
- ・ その他、いわゆる 1 階部分の RPS 法を継続する部分については、下限価格と罰金の従量化をやはり設ける必要があるのではないかと思う。今の紳士的な電力会社以外に様々な電力会社が今後出てくることも想定すれば、上限価格すなわち罰金の従量化が必要だろうと思っている。今自然エネルギー事業者が全てのリスクを背負う形になっていることを考えれば、下限価格というものはやはり必要だろうと思う。
- ・ また、先程申し上げた通り、電気のみ価格のガイドラインを設ける必要がある。
- ・ あと、系統連系ルールは改めて見直しが必要ではないかと思っている。RPS 義務、あるいはその上の温暖化対策目標量を達成する上でも、もちろんバイオマス・太陽光・小水力・地熱など様々あるが、コストの安い風力発電をやはり優先して導入して行くためには系統連系ルールを改めて再検討する必要があると、我々としては考えている。これは RPS 法とはまた別の要素なので、最後にコメ

ントとして入っている。

・ 取り急ぎ駆け足だが、以上、我々の提案を報告した。

大林ミカ(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・ 今日は、自然エネルギー促進議員連盟で我々とともに国会で自然エネルギーの法律を成立させようとして頑張ってこられた福島みずほ先生にも来て頂いている。委員会を抜けていらしているので、 少しだけでもコメントを頂きたい。

福島みずほ(社会民主党・参議院議員)

- ・ 皆さんこんにちは。国会が「暮れも押し迫り」というか金曜日には会期末とういう終盤国会で、参議院の厚生労働委員会で医療制度改革法案の採決があると思うので、これから質問をして採決まで短い時間だが、抜けて出てきた。
- ・ 国会の中でご存じのように、自然エネルギー促進議員連盟があり、今から 8 年前にできた。今日この風力発電推進市町村全国協議会のパンフレットを見ながらとても懐かしかったのだが、北海道・ 苫前町に視察に行ったりした。それが今こんなに大きくなっているのだと思って、非常に嬉しく思った。
- ・ 今日は一言、2010 年以降の自然エネルギーの導入量を拡大させるために、国会の中で超党派で頑張る、ということを言いたい。また、日本は風力はなかなか「まだまだ」だったが、太陽光では割と優等生だったが、ドイツにも抜かれた。ワールドカップで昨日負けて悔しいが、これからも頑張ると思う。世界の中でも日本が遅れ始めて、アジアの中でも極めて遅れ始めていることに、非常に危機感を感じている。
- ・ 今度 9 月に、ソウルでアジア全政党会議が開かれるが、いろいろな政党人の集まりの中でも、アジアの中でもヨーロッパとの関係においても、自然エネルギー促進のために国会の中で制度設計も含めて頑張って行きたいと考えている。飯田さんのこの制度提案についての皆さんのコメントは、秘書がメモを取ってくれると思うので、後程聞かせて頂く。委員会を抜けてきたので、お行儀が悪く最後までいなくて申し訳ないが、是非皆さんの意見を聞かせてほしい、それを超党派の議員連盟で出したいと思う。

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・ 予定している皆さんから順次コメントを頂きたい。順番は議事予定通り、まずは電力会社の東京電力、それから、遠方から自治体の立場から北海道・苫前町から森町長にお越し頂いている、その後風力・地熱・太陽光、それぞれの事業者から、最後に政府・エネ庁からコメントを頂くということで進めたい。

見学信一郎(東京電力株式会社企画部調査グループ)

- ・ 普段は資料を用意しているが、今日は口頭でコメント申し上げたいと思う。
- ・ まずは、包括的な提案をされたということや、あるいはいろいろ検討されていることに、敬意を表したいと思う。電力会社として、東電として、いつもこの場では申し上げることだが、自然エネルギーの普及がどうして必要なのか、換言すれば RPS 法の趣旨が何になるのかということに立ち返った形で評価して行くこと、あるいは検討することが大事と思っている。
- ・ 我々としては、RPS 法の趣旨として 3 つあって、1 つは地球環境問題への対応すなわち CO2 の削減、 もう 1 つは産業政策、もう 1 つはエネルギー自給率の向上ということである。我々電力会社の姿勢

がディフェンシブになっているのだろうなと思うのは、それらのいずれについてもすっきりとしない点があるからだと思っている。

- ・1つは、地球環境問題の対応すなわち CO2 削減では、残念ながら費用対効果という意味では、他の手段に比べると相当コスト高になっているかなと思う。RPS クレジットで買った費用を、例えばCDM クレジットを買えば、地球全体での CO2 削減というのは(値段にもよるが)5 倍とか10 倍とか CO2 を減らせたのではないか、と指摘されることもある。つまりその機会費用・機会支出というものをどう捉えるかということも、地球環境問題という意味ではあるかなと思う。
- ・ 2 点目、産業政策については、個人的には地域振興というのは大いに意義があると思っている。ただし、ある産業がある産業の育成のためのコストを義務として負うのはどうかなと思っている。特に今、電力業界というのは、電力小売りの自由化もあるし、ガス会社とのエネルギー間競争にもさらされているので、コストを少しでも下げるという社会的ニーズもある。そういう中で、ある産業の育成の負担を義務として負うというのがどうかなと思う。
- ・ エネルギーの自給率の向上という意味では、先程、焚き減らし効果というのがあったが、それはあると思う。ただ、電力の財の性質としては需給の同時同量が求められているので、安定供給という意味では、バイオマスなどはいいが、太陽光や風力という天候・気象に左右されるものは、系統的には当てにできないなというところである。安定供給という意味では、そこのところが課題かなと思う。というようなこと思いつつ、この提案をどう考えたらいいのかなと思っている。
- ・ 提言の中身について、いくつかコメントする。1 ページ目の所で、固定枠制に比べて固定価格制度 の方が導入効果が高いと書かれており、これは間違いなく高いと思う。費用効率的にも優れている ことが欧州のレビューでもあるということで、私も改めてそれを読み返してみた。私の理解が間違っていれば指摘して頂きたいのだが、固定枠制の方が事業リスクが低いので、風力などの自然エネルギー事業者のクレジビリティ(確実性、信頼性)が下がって、従って金融機関からの金利が安く なるという意味において費用効率的だと、この報告書をさっと見る限りではそう書いてあるように 見受けられた。従って、我々としては、もし固定価格の方が固定枠よりもが買い取る価格が安く済むのであれば、是非そちらを積極的に検討して頂きたいと思うが、この費用効率的というのは、多分その意味ではないだろうなと思う。従って、全体の社会的費用がこちら(固定価格)の方が安く済むということではないだろうと思っている。
- ・ 固定価格で一番悩ましいのは、どういう価格で設定するかが、結局いくらで買うかで当事者の損得が決まってしまうので、事業者側と負担する側の納得性のある指標なり設定というのが、なかなか難しいだろうなということ。これは、下限価格についても同じことが言えると思っている。そこをクリアできるかどうかということだ。今後、この提言を肉付けされる際にこの解を頂ければ、我々としてはまたそこを読ませて頂ければと思う。
- ・ 1ページ目の下の方に、「大量のバンキングが既に生じていることなどからして、義務量は制度設計の原理上も低い」という記述がある。これは、我々の思いとしては、将来破産しないように生活の出費に備えて貯金をしていたら、貯金額が多いと言われて出費を増やされたという感じがする。バンキングを持っている、それで、何とかやりくりしていこう、というところである。先程、飯田さんも電力会社も頑張っている、ということだが、その頑張り方の限度というものもあるということ。
- ・ その意味では、次のページの「2010 年度の目標量・義務量も大幅に引き上げることが望ましい」と あるのも関係する。我々、掛け値なしで、2010 年の断面で義務量に見合う供給量を確保できていな い、まだ見込みがない。これは、バンキング等を使ってどうなるかというやり繰りの話になってい るので、この段階での引き上げは適当でないと思う。むしろ、今日ご出席の各事業者あるいは協会 の皆様から、このくらいの量を 2010 年までに、このくらいの価格なら提供可能と、そういったよう

な包括的な提案をこういう中に入れて頂ければ、我々もこの線であればこれくらい行けるのかということになる。今は、義務量に見合う供給量がつかないのではないかという、そこはかとない不安が常々あるので、2010年とかその先についても、余り単純増というより慎重にやって行くべきだと思っている。

- ・ 2 階建て構想の話があったが、費用負担のあり方としては、それは 1 つの考え方だろうと思う。そういう中であえてコメント申し上げる。託送料金型の基金の設置というものだが、託送料金は「税金」ではない。先程申し上げたガス会社と厳しい競争をしていて、他方ガス会社の方が京都議定書の目標達成に向けた熱分野での対策では、RPS に相当する制度がない、新エネ部会でも、そこは不公平ではないかということは終始申し上げている。そういう競争をしている中で、託送料金が上がるということは電気料金が上がるということであり、競争をしている我々としては不利になるので、これは我々としては反対する。
- ・ それから、同じように系統連系ルールで、系統増強費用は系統所有者により負担ということで、これも託送料金が上がるということになるので、これも同じように我々としては反対せざるを得ない。 あと、火力や原子力では系統増強する場合は原因者負担が原則であり、それとの公正さが必要なのかなと思う。
- ・ 2 階建ての中で出てくるグリーン電力価値の売買は、それを欲するお客様がいれば、それはひとつ あるかなと思う。ただ現状で、我々も出資している日本自然エネルギー株式会社のグリーン電力証 書があるが、それが引っ張りだこで品切れ状態ということならば、我々としてもこれは伸びるとい う感じがするが、そのニーズがどこまであるかというのが、まだちょっとつかみきれない。ただし、 社会的負担というよりは、個々のお客様の選択肢として、こういうもので多少高くてもグリーンな 料金で行きたいという方がいて、それを提供するというのはありかなと思うが、どれくらいニーズ があるのかなと思う。
- ・ 最後に、系統連系の所で分散型のメリットを考慮して云々と出てくる。分散型というのは、地産地 消型社会や循環型社会の構築という意味では意義があると思っている。ただし、ここでは系統利用 費用は分散型のメリットを考慮するということだが、系統利用費用といった場合に、(風力発電など に)需給変動の調整能力がないとするならば、系統工学的には厄介な電源になってしまうので、そ このメリット、デメリットをコスト面を含めて考えて行く必要があるだろうと思う。

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・ それでは、一通りコメントを頂いた後に議論させて頂きたいと考えているので、続いては風力発電 推進市町村全国協議会会長である、北海道苫前町からお越し頂いた森町長にお願いしたい。

森利男(北海道苫前町長)

- ・ 初めにちょっとお時間を頂いてパンフレットの説明を若干させて頂きたい。まず、パンフレットをご覧頂きたい。風力発電推進市町村全国協議会のパンフレット、「そして、新たなる風を求めて…」である。この表紙の写真は苫前町の写真であり、本町には5万2800kWの風車がある。次のページを開いて頂くと、全国ではこのような町が協議会に入っている、全部で70市町村が参加している。一番裏が、どのような事業をやっているかということが書いてあるので、後程じっくりご覧頂きたいと思う。
- ・ 実は、このGENによる制度提案については、全般的には素晴らしく良く整理されていると、私は思っている。飯田さんは大変シビアな人なので、何も言うことは本当はないのだが、折角の機会なので何か話した方がいいのではないかという話もあったので、若干申し上げたいと思う。

- ・ まず1ページ上段部分の、1.の「現状認識と新エネ利用特措法の見直しの方向について」だ。これについては1番目の丸で、自然エネルギーの拡大を促す政策うんぬんとして、「導入効果が高いことは当然」ということであるが、その通りであると私も思っている。固定価格制はドイツ・デンマーク・スペインあたりがそうであり、RPS制度については先程の飯田さんのお話の中にもあったが、イギリス(これは失敗に終わったそうであるが)・イタリア・スウェーデン・オーストラリア・アメリカなどであるが、風力発電先進国は固定価格制になっているということである。
- ・2つ目の丸であるが、「日本では固定枠型の制度設計を持つ」という話だが、この中では自然エネルギーの普及につながっていないとしている。近年の日本の風力発電の導入量だが、平成13年度は27.4万kW、14年度は41.4万kW、15年度は68.7万kW、16年度は93.6万kW、17年度は107.6万kWとなっている。新エネ部会RPS法小委の報告書では新エネルギーの導入は確実に進展していると書かれているが、最近日本での風力発電導入は鈍化しているのではないかと考えられる部分もある。今後5年間程度で、現在の3倍程度まで増加させることは、現時点では容易ではないのではないかと感じている。
- ・ 続いて、一つおいて4つ目の丸、「私たちは自然エネルギーの拡大のためには固定価格型の制度への 転換が望ましい」という話だ。日本のRPS制度については、我が国において望ましい制度として導 入した訳だと思うが、施行後3年経過して、様々な問題点が指摘されているところである。政府が言 っている市場原理が確立されるためには、ある一定量の導入量が不可欠だと考える。そのためには、 固定価格制度を導入し、確実に自然エネルギーを増やすべきだと考える。増えた後で、固定枠にす るのか、固定価格にするのかを判断すれば良いのではないかと思う。固定価格も、発電事業者が確 実で優位なものとしなければ、意味がないのではないかなと私は思っている。
- ・続いて、ページ1の下の方だが、「2.新エネ利用特措法の見直しの具体的な提案」についての「2-1. 高い目標値と長い目標期間を設けること」という所である。新エネ部会RPS法小委の報告書では、平成20年度以前にバンキング量が次年度の義務量を上回る可能性があるとあるが、平成22年度の目標達成は依然として官民を挙げた最大限の努力が必要と考えられる、としている。明らかに矛盾していて、目標量の設定が低すぎたことを認めている訳だが、目標達成には最大限の努力が必要としていることは、2010年度の目標も最大限引き上げるべきだと思っている。最初の目標設定で既に最大限の努力がなされていないと考えられるので、さらに最大限の努力の内容を根拠とともに具体的に記述すべきではないかと思う。
- ・ 次に(GEN制度提案)3ページの「2-3.下限価格と罰金の従量化制度を導入すること」についてである。事業リスク低減のため、RPSクレジットの下限価格(最低価格)を導入するということだ。自治体においては、風力発電の事業計画を立案するにあたって「いくらで売れるのか分かりません」では住民の同意が得られないので、風車も建てられないものだ。最低価格が分からないと、事業計画が立てられないのが実態だと思う。
- ・ 新工ネ部会RPS法小委報告書では、事業採算性の見通しが明確になるものの、価格の設定次第では、 実質的に基準価格になる恐れもあり、経済効果的な導入というRPS法の趣旨に反する面を有する、 としている。これは、電気事業者に対しての優遇であるのではないかと思う。下限価格は最低価格 であって、基準価格とはならないものと考えられる。
- ・ また、自然エネルギー発電をプレミア価格と称している通り、これは環境対策の相場であり、「ご祝儀」「褒美」であると位置付けられており、上限があってはならないと思われる。将来例えば、かなりCO2が増加して、地球環境が悪化し、自然災害等が多発する事態となれば、自然エネルギーの重要性や関心はますます高くなる。プレミアはもっともっと高くなる。自然エネルギー発電の価格は、余剰電力購入メニューより高くて良いのではないと考えられる。
- ・ 各電力会社が買い取る価格についても、オープンにすべきであると考えられる。水面下の取引価格

を公表しないということは、不信感がたまるかなと思う。イメージが悪くなるかなと思うので、健 全な市場原理を確立するのであれば、全てオープンにしてはどうだろうかと思う。

- ・続いて、「2-5.自然エネルギーを促進するための価格支援の仕組みの導入」である。固定価格制度への移行が難しいのであれば、2階建ての仕組み案は、なるほど名案ではないかなと思う。高価格による「逆ざや分」は国や電力会社が負担するものでなくて、これを電気料金に上乗せすることで、国民の負担が増えるのは原則であると考えられる。それによって、省エネをするという国民の意識も相まって、効果が大きいのではないかと考えられる。石油の価格が上がっても国民は納得している訳であるから、電気代が上がっても理解は得られると考えられるし、現にドイツなどもそういうふうにやっているようである。国の強い政策がやはり必要ではないかと考えられる。いずれにしても、自然エネルギー発電からは高価格で買い取り、「逆ざや分」を電気料金に上乗せする方法がいいのではないかと考えている。
- ・6ページに移り、「3.法見直しに密接に関わる制度についての提案」について、追加的意見という形で若干申し上げたい。風力発電を建てたいと言って電力会社に行くと、変電容量がいっぱいで連系可能量がゼロだと言われる。立地条件が良く事業採算が見込めるにもかかわらず、系統連系ガイドラインの定義によって風車が建設できないケースが非常に多いのが現状ではないかと思う。事業が成立するのであれば、新エネ発電事業者が電力会社の変電設備の増強をしてもいいという事業者もいる訳であるので、国や電力会社の負担とならないのであれば、自然エネルギー推進のため、是非、系統連系ガイドラインの規制緩和をお願いできればいいと思う。
- ・ 以上である、よろしくお願いしたい。

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ 遠方からありがとうございました。
- ・ 続きまして、日本風力発電協会で前に事務局長を務められており、今は事務局長は退かれていると ころを今回はご無理を申し上げたのだが、可児さんからお願いしたい。

可児浩一郎(日本風力発電協会顧問)

- ・ もう何年くらい前になるか、5年、6年、もっと昔から、RPS法ができる前から色々な話をさせてきて頂いた訳だが、少々疲れた。ですから、今回GENがお出しになった提案について、基本的にはもうこんなことしかない(これしかない)と思う、非常にやっかいな部分に我々は差し掛かっている訳である。
- ・ 我々(日本風力発電)協会というのは、風力発電に関わる産業界の企業集団で、百十何社が現在メンバーになっているが、大変な危機感を抱いている。多分これで2010年を過ぎて2012~2013年ぐらいになった時には、今の協会百十何社がほとんどいなくなるのではないか、というぐらいの危機感を持っている。
- ・ 例えば今、NEDOで日本型風車の研究として年間数億円ずつ使ってやっておられるが、あのような研究は言ってみれば無駄だ。いくらやっても、日本に風力発電産業で本当にメーカーに根付くためには、日本国内で最低同一機種を年間100基作らなければいけない。この100基というのは、今の風車は平均して1基1万5000~2万kWが一般的だが、これを1社で100基作らなければならない。もうその辺で計算してくると、これは大変なことだということになる。2030年に向けた日本風力発電協会のRPSに関する提案では、1180万kWの風力発電機を2030年までに導入としている、これは非常に控えめな数字である。これはNEDOのロードマップよりも低い。でもこれが、言ってみれば掛け値なしの最低日本で風力発電産業がメーカーとして養うだけのベースの数字だということを、きちんと

出したものである。

- ・ 現在は、我々だけでなく海外メーカーが日本で何をやっているかというと、正にシンドラーエレベーターだ。もう間違いなく自転車操業だ、すなわち売って知らん顔をして保守しない、保守は日本に任せる、というような形態に着々となりつつある、危ない。それほど、人間が乗ったりするものではないので、事故が起こっても大したことはないとはいえ、やはりきちんと発電できないような風車を売るというのは非常に問題だと思っている。
- ・それで私は、何で我々はこのようなことをやっているのかと考えると、やはり基本は京都プロトコルだ。キチッとした数字で出ている、1990年比いわゆるGHGで6%減、2008年~2012年までに達成が義務だ、こんなのは達成できる訳がない。それで先程見学さんがおっしゃった、例えばCDMにお金を使った方が世界的にもCO2を効率よく減らせるんじゃないかという意見がある、これも確かにそうかなという気もする。しかしCDMはODAの変形みたいなものだが、それがそう簡単に成功する訳がないと思う。そうすると、京都メカニズムの中で、ここにナットソースの船曳さんがいるので後でちょっと発言して頂きたいが、日本政府はどこかから排出権を買ってこなければいけないのではないか。それで私は今、日本政府が2008~2012年の目標値に対しての達成率をもう一回改めて見てみて一体どれだけの数値を見ているのかと思う。選挙でやるとか色々と言っているが、原子力はどうも認められない訳だから、原子力が認められないとなるともうどうしようもなくなる。
- ・ そうすると、大量の排出権を、ある意味では無駄に、海外からポッと買うということになる。それが果たして何百億円で済むとは思えない、何千億円、下手をすると兆に行くかもしれない、その辺は全く分からない。今CO2排出権もじりじりと値上がりしている、5年ぐらい前に5ドルであったのが、今10ドルとか20ドルまで上がっている。それが今後どうなって行くか、どれくらい日本は買わなければならないのか。その無駄というものを考えたならば、先程のGEN提言の「2階建て」部分で、国民の税金とおっしゃったけども、そこに投入するに値する価値のある財源がそこからスッと出てくるというような気も、私はしないでもない。
- ちょっと別の切り口で見てみたが、コメントは以上だ。

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・ 分かり易いコメントをありがとうございました。それでは続きまして、地熱の事業者の立場から日本地熱開発企業協議会、出光大分地熱の森山さんからお願いしたい。森山さんからはコメントを紙で頂いており、配布資料ページ番号手書きのP.15に載せてあるので、そちらを見て頂きたい。

森山清治(日本地熱開発企業協議会/出光大分地熱株式会社)

- ・ 地熱といってもなかなかご存じないと思い、今お手元の資料に日本地熱開発企業協議会、略して地 開協のパンフレットとコメントを配らせて頂いている。地開協といっても地熱業界全体を代表して いる訳ではなく、電力会社と我々は一緒に地熱発電所を共同で開発している。要はRPSの義務者で ある電力会社と一緒にやっている。メンバーは5社である。地下から地熱エネルギーを探して、蒸気・ 熱水を取り出し、蒸気を電力会社に渡して、電力会社は発電する、我々はそれらを地下に戻す、と いうことでやっている。自家発電もちょっとあるが、この5社で、日本にある地熱発電容量・53万kWh のうち約40%の蒸気を送っている。もともとメンバーは7社であり、その当時は75%ぐらいの蒸気を 渡していた。
- ・ このように7社から5社になったということで、ちょうど平成12年、2000年から新設の地熱発電所は ほとんどできていない、停滞しているということである。RPS法ができた時は非常に期待していた、 すなわちこれで地熱の経済性も良くなって地熱エネルギーの開発もできると思ったのだが、制度上

除外されてしまい、そういうことはなかった。最近では、九州電力のバイナリー発電所ということで、2000kWの地熱発電所ができている。

- ・ RPS法ができて、今回のGENのこのような会合だとか、資源エネルギー庁のRPS法評価検討小委員会 に地熱関係者が委員として選ばれ出席している。その席で、地熱発電の現状や将来についてお話させて頂いている。こうした意味では、声をかけて頂いて非常にありがたいと感謝している。
- ・ 地熱業界のコメントとしては、ここ(資料)に書いてある通り、毎回同じことを言っているが、「地 熱エネルギーの定義の見直しと対象エネルギー」ということだ。飯田さんからも先程お話があった ように、「熱水を著しく減じない」ということで制限するのはやめてほしいということを挙げてい る。蒸気だけ出るような井戸もありそこで40年間非常に安定して運転しているという国内での実績 があるので、こういった発電方式によって制限を設けるということはやめて頂きたいということで、 コメントを挙げている。
- ・ GENからの提案について、地開協として意見をとりまとめた訳ではないが、全般的には反対意見というのはなかった。ただ制度の提案について、一つは「2階建て」ということで「制度が複雑すぎる」という意見があった。電力会社に一方的に負担をかける制度だから、せめてRPSの価値分は、先程ちょっとお話もあったように、電気料金にある燃料費調整制度といったもので、RPS分を利用者が負担するようにしたらどうかという意見があった。もう一つは少し厳しい意見だったが、今回の提案は定性的すぎる、目標量とか金額とか数字とか、そういったものを定量的に提案しないと、判断できないのではないかというものだ。「固定価格なら、いくらぐらいだったら、このくらい導入できる」という提案がないと、もう既に制度としてはスタートしているので、説得力がないのではないかという意見があった。
- ・ 固定価格については、目標ができると非常にやり易いと思われるし、太陽光なども最初は家庭の電気料金と同額で買い取るということがあって個人で参画される人が非常に増えたということもある。 随分昔、20年以上前になるが、アメリカではパーパ法というものがあって、(自然エネルギーを) 開発すればその土地で一番高い電気料金でそれを買い取りなさいということで、石油代替エネルギーが非常に伸びたということがあった。
- ・ そういった具体的な数字というものを挙げないと、我々の地熱も(kWh当たり)7円とか8円でやりなさいということになるとちょっと難しいということで、退場せざるを得ないというようなことになる。やはり価格を出すというのは難しいかと思うが、ある程度の基準の価格をこういった提言の中で出さないと、難しいのではないかと思う。そういった点について、我々としても考えて知恵を絞って行きたいと思う。
- ・ もう1点、最近は原油が値上がりしており、値上がりするばかりではなく、なかなか取り合いになっているということがある。自然エネルギーというのは国産エネルギーだから、国の(エネルギー) 安全(保障)という面からも、伸ばすということも考えて頂きたい。ただこれは、すべて何でもかんでもRPS法ということで皺寄せするのは、どうかなと思っている。
- ・ 飯田さんからも提案があるように、系統連系だとか他のルール作りも必要だと思う。特に太陽光を 除いて、自然エネルギーは地域に偏在しているのが当たり前なので、そのような地域は山間僻地で 人も住んでいなくて、送電線もないし、系統も弱い所だ。ただそこには、利用できていない自然エ ネルギーがある。それは国にとっては損失になるので、そういったものが利用できるように、RPS とは違った形での助成などをお願いしたいと思う。
- ・ 最後になるが、RPS法というのは、実際に再生可能エネルギーの発電所を作って電気使うということであるので、「物」が残るということだ。先程お話にあったように、排出権のように言葉は悪いが「霞」のようなものを売買するよりは、実際に残るものであるし半永久的に使えるものだから、

是非ともそういったものについては、こういうRPS制度を含めて伸ばして頂きたい。そういった面では、この制度に大変期待している。そういう点では、長期的な大きな目標を作って頂きたいというのが希望である。

・ 最後にまた定性的になってしまって申し訳ないが、以上である。

大林ミカ(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・ 一点だけ質問だが、先ほど森山さんがおっしゃったのは、「何料金」で負担して行くといった意見なのか。

森山清治(日本地熱開発企業協議会/出光大分地熱株式会社)

・ 先程飯田さんのお話にもあった、「燃料費調整制度」だ。

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・ どうもありがとうございました。太陽光発電は、実際に設置しておられる方は個人の住宅が多いので、事業者というよりも個人の方になってしまう。また、太陽光のメーカーは日本は非常に進んでいる。本日は太陽光パネルのメーカーの立場からということで、三洋電機の和氣さんにご発言をお願いしている。

和氣政広(三洋電機株式会社研究開発本部経営企画室)

- ・ 当社は太陽電池の製造業をやっており、本日は産業界の立場からということで少々コメントをさせて頂く。
- ・ まず全般的な状況についてご存じの方もあろうかと思うが、少しレビューさせて頂く。日本の太陽電池産業というのは、わが国の製造業の中では例外的といって言いぐらいに成功しており、世界の総生産量の約半分を占めるに至っている。そのいわば「勝因」は何かというと、研究開発と普及促進の2つが車の両輪のように上手く機能してきたからということであろうかと思っている。
- ・ やはりエネルギー問題というのは、施策の支持がなければなかなか上手く行くものではない。研究 もしなければならないし、普及促進も必要ということである。具体的には、研究開発の方に関して いうと、1975年から始まったサンシャイン計画以来一貫して、経済産業省 - 当時は通商産業省 - あ るいはNEDOによる研究開発をずっと続けて来て頂いた。芽が出ない時代からずっとご支援頂いた ということで、その研究成果が、例えば当社のHIT太陽電池などに結実している。
- ・ 一方普及促進ということでいうと、1992年から産業用、例えばビルの屋上といった所での太陽光発電の設置に補助され、それから1994年からは、先程ご紹介があったように、住宅用への補助策が我が国の普及促進を支えて来た。この間の太陽光発電の導入促進は著しく進んで、12年間で約25万件以上の設置実績を残すことができた。この間の太陽光発電の導入促進は、まさに政策のお陰であったと考えている。産業界から、関係の支援先に深く御礼を申し上げる次第である。
- ・ ただ、ご承知の方もいると思うが、この住宅への普及のための補助事業というのは、2005年度で終わってしまった。今日では、太陽電池の「生産量」は世界一であるが、「導入量」という意味では、ドイツに抜かれようとしている現状である。私どもとしては、住宅用の補助金の存在が大変に大きかっただけに、国内市場が失速してしまうのではないかということを心配している。
- ・ これは産業界からのものの見方になってしまうが、一般的にいうと、市場がある所にその産業も育つ。市場がないところに産業基盤を作っても、これは脆弱なものになってしまわざるをえない所があると思う。例えば繊維であるとか半導体であるとかいった分野で強力な輸出ドライブが働いて、

特定の国に対する集中豪雨的な輸出が貿易摩擦を生む、あるいは生産の海外シフトが、国内産業の空洞化を招くというような事例があった。

- ・ ということで、この太陽電池産業の勢いを維持しようとすると、国内導入量を再び世界一にすることは、日本の国策に適うと思われるし、世界における日本の役割も果たせるのではないかと考えている。
- ・ そのためには、国内市場の活性化が大変に焦眉の急を要する課題であろう考えている。太陽光発電 自体は、私たちの努力不足もあって、まだまだ経済性が低いために、国レベルでの代替補助政策を お願いしたいと考えている。以上が全般的な話だ。
- ・ 今回のGENの提案について、コメントさせて頂く。私どもは太陽電池を製造している立場であり、 私たちの努力というのは、より高性能な太陽光電池をより安くお客様に提供するというところに集 約されており、率直なところ、RPSと固定価格の問題というのは、産業界の中でも色々な意見があ り、まだ議論がまとまっていないところではないかと思う。従って、今から申し上げることは私見 であるということでご了解頂きたいと思う。
- ・ 既にご紹介ありましたように、補助政策のあり方としては、ドイツのフィード・イン・タリフ制度 (固定価格買取制度)が大変有名であり、私たちの輸出先の主要国の一つでもあるドイツでは大変 大きな成果を挙げており、スペインなど他の国でも同様の政策を採用する動きがあり、普及への有 効性という意味では大変効果があるかなと感じている。しかし、すぐにこの制度を日本に導入する ということになると、ご議論があった通り、その費用負担をどうするのかという高いハードルがあ るのも事実である。こうした観点から、今回GENからご提案あったような、あるいは次善の策なの かもしれないが、RPS制度の拡充というのは大変現実的な案であると思う。
- ・ 現在のRPS制度について、太陽光発電に限定してコメント申し上げる。太陽光発電も廃棄物発電も「価値付け」が同じになっている。太陽光発電というのは、現在のところ残念ながら、私たちの力及ばずkWh単価がまだ高いのが現実であり、RPS制度は助成策になっていないというのが産業界の実感ではないかと考えている。RPS制度を普及策として活用するのであれば、先程再生可能エネルギーの「再定義付け」という話があったが、ある程度重み付けのある導入インセンティブを付けて頂くというのが、1つの案ではないかと思う。
- ・ 一方、太陽光発電に関して言えば、電力会社には売電価格と買電価格を同じにして頂いており、大変努力をして頂いていると感じている。今後は、電力会社だけに環境付加価値分の買い上げを義務付けるというのは、負担の公平という点からも長続きする方向ではないので、社会的に公平なやり方ということをご議論頂ければと考えている。以上である。

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・ どうもありがとうございます。それでは続いて、コメントの最後ということで、資源エネルギー庁 の安居RPS室長からお願いしたい。今日はRPS法評価検討小委員会の資料も付けているが、今日ここ にいる方はほとんどご存じかと思うので、日頃は私どもの方から色々申し上げているので、本日は 私どもの提案について忌憚なくご意見頂ければと思う。

安居徹(資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室室長)

- ・ もうこういった会合に出るのは、3回目か4回目かであり、色々お話を伺っている。
- ・ 当然ながら、私のミッションというのは、当面、2014年度の(RPS法の)義務量をいかに高く設定 するかだと考えている。そのミッションは高ければ高い方が良いという方向で考えてはいるが、当 然、私一人で決められる訳ではない。国民の代表者としての(国会の)先生の中でも、「新エネを

もっとやるべきだ」という声があると思えば、「何でそのような(値段の)高いものをやるのか」という声もある。その中で、極めてサラリーマン的な言い方をして申し訳ないが、自分のミッションは、2014年度(の義務量)をいかに高く設定できるか、周りを説得し合意形成の中で、いかに高く新エネ目標量・義務量を設定できるかということだと考えている。

- ・ そういう中で特に、私自身も日々色々な国民の方々や議員の先生の方々に行って、応援にしてくだ さる先生方は当然「頑張れ」といって下さって有難い。しかし反対する人たち、分かり易く言えば、 「原子力やればいいじゃないか」「色気出すな、もっと集中しろ」と言われる先生方もいる。もし くは純粋に「なんでそんなに高いものをやらせるのか、やりすぎると電気料金が上がってしまうだ ろう」という人たちに対して、どう新エネの意義があるのかということを説明するかということだ。 ここにいらっしゃる皆さん方には、改めて説明しなくても分かるよということだと思う。正に今朝 ほども(経済産業省)大臣も国会で言っていたが、この答弁も見方によっては「ほどほどにやるん だ、ぎりぎりたくさん入れる必要はないんだ」ととらえられかねない発言もあるが、「新エネルギ ー、頑張ります」、さらには「CO2固定化も頑張ります」、「とりあえずあるけど色々頑張ります、 その中でも新エネ・省エネ頑張って行きます」といっている。そういう風にやっていることが、た かだか今数%にも満たないような新エネも、ある程度日本国民が本気になれば増える。この本気に なればという意味は、本気で技術開発をすればという意味なのか、本気で国民負担をしてお金をど うすればなのか、色々な意味があると思うが、本気になれば、それなりの国産エネルギーができる んだという状況に持って行く、もしくはそういう気持ちでいるのだ、未来永劫産油国に「おんぶに 抱っこ」でやっている訳ではないという態度を示すということが、ある意味当面、ある程度頼らざ るを得ない化石燃料の産油国に対するバーゲニングパワーになるのではないか、という発言が(経 産)大臣からあった。
- ・ 現在の市場を見ると、すぐ来年・再来年、数年後に新エネが少なくとも電気の30%、20%、今の石炭 並みになることは無理であるので、そういう言い方をするのが現実的であり、(コストが)高いな りにも引き続き新エネを国として推進していくということの、一つの説明なのかなと考えている。
- ・ということで、新エネルギーを進めることに対して全面的に反対という国民の声はなく、当然ながら議員の先生の中にもない。従って、補助金で粛々と技術開発なり導入支援なりをやっている間は誰も反対しないのだが、これが数千億円、特にRPS法で2010年の負担が、色々と負担の試算法はあると思うが、RPS法評価検討小委員会では930億円という一つの試算が出たが、そういう1000億円オーダーになってくる。これは、電力会社に言わせると「電力会社が負担しているのだ」ということだ。というのはRPS施行後、電力料金はどちらかといえば下がり気味で来ている中で、新エネによる追加コストは930億円ぐらいになっており、従って電力会社の本来利益のある部分が失われている、お客さんに電力会社がコストをオン(上乗せ)しているのではなく、ある意味電力会社が新エネを養っているのだという、一つのあり得る解釈であり、そういう見方もある。
- ・ただし、これはいずれにせよ、最終的には国民負担という形に理解すれば良いのだと思う。いずれにしても1000億円オーダーというと、(エネルギー)特別会計の収入が全体で2000億から3000億、更に細分化されて1500億円とかいう世界であるので、1000億というと一つの特別会計ができる程の金額な訳である。そういったものを補助金で粛々とやっているのを超えて、1000億オーダーで国民もしくはある業界に負担が出てくるとなると、国民の中、さらには議員の中にも、「新エネを反対しないけれど、どこまでやるのか」という声が当然出てこよう。これに対して、そういう声がある中で、いかに2014年の義務量を、さらには今回報告書でお示しした2030年に向けた大まかな新エネ導入量の目安というものを、どう説明して行くかだ。2030年ぐらいだと、将来こういう技術があるだとか、太陽光を始めどれだけコストを負担するかの見込みを前提として、ある程度前提を置いた

議論ということが可能であるが、2014年の義務量、当面5年・10年以内の義務量になると、技術革新があるということはなかなか説明しにくいので、その辺の負担論も含めて説明して行かなければならないという、私自身非常に悩ましい部分もある訳だ。

- ・ そういう中で、今回飯田さんからお示し頂いた、こういった形での負担を分散するアイディアはど うかいうことで、非常に示唆に富んだ意見であるので、参考にさせて頂きたいと思う。
- ・ これもパッと見ると、自分自身ノーアイデアの中で、批判するのは極めて簡単ではある。結局は、 最終的には国民負担になるのは当然なのだが、どこに新エネ導入の高いコストの負担を求めるやり 方を選ぶかだろう。電気料金という形で国民負担を求めて行くのが良いのか、もしくは負担したと いう負担感が少なくて済むのか、国民の「負担しているな」という意識が薄まった形で負担して頂 けるか。もしくは、電源促進税という話もあったが、税金という形で国民負担して頂くのが良いの か。例えば、同じ新エネルギーの目標122億kWhに必要な1000億円を、どういった形でコスト回収す るのがし易いか、どのやり方がハードルが低いかということをよく考えるというご指摘なのかなと、 私自身この提案を受け止めさせて頂いた。
- ・ 電気料金なのか、税金なのか、もしくは基金という形でやるべきなのか、どういった形で最終的な 国民負担である1000億円オーダーのものを回収するのか、どれがハードルが低いかをよく考えろと いうご指摘なのかと考えている。
- ・ そのハードルが低いか高いかということは、最終的には国民負担になる訳だが、まずは今RPS法にあるように電力会社に負担して頂いて、それが最終的に需要家にどれくらい転嫁されるかは分からないけれど、まず電力会社に負担して頂くのが、制度としてハードルが低いやり方なのか。もしくは、別な税金を設けて回収するのがハードルが低いのか。どこから引っ張ってくるのがやり方としてハードルが低いのかを考えていかなければならない。いずれにしても、同じ技術と考えれば国民負担額は同じであるので、繰り返しになるが、どこからその負担分を持ってくるのがハードルが低いかを考えろというご指摘だというふうに考えている。
- ・話が少しダブるが、この税金による負担というのは、結局、ある意味補助金の補助率を上げるのと同じことになるのではないかと考えており、これはこの中では意外とハードルが高いかなと私自身思う。というのは、今、事業者補助金ということで新エネルギーに対して3分の1の補助金というものがある。これは財務省に要求すると、RPS法対応なら義務であり、電力会社・電気事業者は補助金のあるなしに関わらず一定量を新エネで発電もしくは調達しなければならないので、法律で規制されているのだから補助金がなくても普及するのではないか、補助金はいらないのではないか、と言われる。「いや、それは痛み分けであり、それ(RPS)はそれでやって頂いて、別途補助金で応援させて頂くということだ」などと色々と言って、事業者補助金を継続している。
- ・ まさにここ(GENの提言)で言っている「税金による費用負担分」というのは、財務省的に言わせれば、既に3分の1を十分に負担しているのではないか。それをさらに3分の2というふうに増やせという話につながって行くので、そもそもRPS法があるから3分の1の補助金もいらないと言っている財務省に、別な形での補助金を作るというのは、ハードルが高いかなという感想を持っている。
- ・ 一般会計の場合は、教育費だとか国防費だとか色々な中でプライオリティーをつけてお金を配分するということだろうが、特別会計の場合は補助金というものはある程度呼び水的な、コスト削減が見込めるものが対象ということだ。永遠にあるものではなく、ある一定の目的のために、コストが下がるまでの呼び水にする、マーケットが広がるまでの呼び水にするのだ、という相場観がエネルギー特会関係の補助金にはあるので、ランニング補助という形でずっとやり続けるというのは、また予算当局としてはかなりの思想の転換が求められるのではないかと考える。
- ・ 長くなって申し訳ないが、最後、固定価格かRPSかという話についてだ。取りあえず、私はそのよ

うな考えはなく、2014年度の義務量をどうやって上げようかということで日々頭がいっぱいだ。冷静に考えてみると、結局、固定価格にしてもRPSにしても、当面は高い新工ネをいかに国民負担を求めて行くかということには変わりはない。新工ネ事業者の方たちが電力会社といろいろ交渉するご苦労という面では、価格の設定してある固定価格の方が楽だというのは分かる。ただ政策サイドの我々から考えると、太陽光はある程度価格が下がって行くというビジョンが描けているようだが、風力とかバイオマスというのは「価格が下がります」という絵は描きにくい。となると、なぜRPS法なり補助金なりで振興しているかというと、使い方の創意工夫とか、地点選びだとか、そういうところで、プロの方がより効率的、コストの安い競争力のある新工ネを工夫して頂くというところにかなり期待している部分がある訳なので、一律的に価格を決めてどうこうということよりも、より事業者の皆さん方なり、プロの皆さん方が知恵を絞って頂くような環境を作るという意味からは、発電事業者の方々には非常にご苦労ではあるが、一長一短あるが、そういう面ではRPSの方が優れているのかなと考えている。

・ 私自身本当は「2014年度はこれだけ義務量にして(新エネを)大きく伸ばします」と言えば非常に 格好いい訳だが、そういう賛否両論の中で、今(各方面を)説得して回って、是非皆さんのご期待 に応えるような2014年度の義務量にできればと考えているので、引き続きご支援の方をよろしくお 願いしたいと考えている。

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・ それでは一度飯田さんの方からお願いしたい。

飯田哲也 (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ 簡単に2・3補足説明をしつつ、簡単にお答えできることだけお答えしたい。
- ・ 太陽光に関しては特別なページを作った方が良かったかなと後で思った。
- ・ 我々の提案としては、先ほどの和氣さんのご評価にさらにプラスアルファで補足すると次の通りだ。 我々も太陽光に関しては、特に産業政策的にやはりドイツと同じように力を入れた方が良いと思っ ている。価格をいちいち調整するよりは、太陽光のクレジットだけを5倍ないし10倍くらいにする、 例えば1kWhからRPSクレジットが5枚発行できる、そういう扱いにすれば全体としては若干薄ま るが、全体の費用負担の仕組みの中で収まっていくのではないかと思う。そうすれば太陽光1kWh は、クレジット価格が例えば6円であれば、5倍なら6×5で30円、10倍と定めてやれば60円とド イツ並みになっていくので、爆発的な普及をして行くであろう。それは、あらかじめドイツと同じ ように、「来年は5%下がります」という形でやって行けば、ゆくゆくは十数年後か20年後くらい には、いわゆる普通の価格に落ち着いてくるのではないかと思う。
- ・それから、安居室長にもいろいろご評価頂いたが、先程の「930 億円」は、電中研の浅野さんの試算だと思う。あれはいろいろあり、浅野さん自身も以前私の隣でプレゼンされていて、いろいろな仮定の下で出された数字と言われていた。ひとつは「930 億円」が一人歩きするのはどうかなと一方では思うが、それはそれで置いておく。ドイツの話で言えば、ドイツが今年の春出したレポートでは、大体、1 世帯当たり・1 ヶ月当たり 1.4 ユーロで、今のドイツの電力の約 11% ぐらいに達している再生可能エネルギー電力の追加費用分がまかなえているとのことだ。そして、負担はどんどん増えて行くのだが、2014 年断面で大体 2.5 ユーロ程度(350 円くらい)になりピークになる。その後は、コスト低下によって(負担は)下がっていくけれども、再生可能エネルギーの比率は 25% くらいまで高まるというレポートが、今のメルケル政権に変わってから出ている。だから「930 億円」は確かに大きいかもしれないが、一方で我々は(使用済み核燃料の)再処理では数兆円、数十兆円

規模の費用負担を議論していた訳であり、同じいわゆる「代替エネルギー」で、再処理が良いか悪いかは置いておいたとしても、再生可能エネルギーがより現実的であれば、そういう水準の数字はもっと堂々と議論してもいいのではないかと思う。別に再処理と「ケンカ」しなくてもいいが、再生可能エネルギーも同じくらいの費用で議論した方が、よりリアリティがあるのではないかと思う。

- ・見学さんが先程おっしゃっていた、EUのレポートの図を出すと、まさにこの図である(以下、ホームページの「説明資料」に掲載している「EU15ヶ国の風力発電コストとサポートレベル比較図(EU報告書より抜粋)」を参照のこと)。ただ、先程おっしゃっていた趣旨ではなくて、普及効果が高いというのは当たり前だが、何がポイントかと言うと、発電コストとサポートレベルが固定価格(制)の方が低い、ということを言っているのである。つまり、(図の)これがイギリス(UK)である。この赤い点が、いわゆる RO クレジットを電力会社が買っている、いわばサポートレベル、つまり追加的な費用負担を表している。このイギリスは RO(Renewables Obligations、再生可能電力購入義務)制度を導入している。イタリア(IT)がここら辺にある。それから、スウェーデン(SE)はバイオマスのコージェネがあるので、相対的に安くついている。特にイギリスが高く、それに対してスペイン(ES)がこちら、ドイツ(DE)がこちらで安い。特にドイツとイギリスを比較した時に、サポートレベルが固定価格の方が明らかに低い、というのが1つのポイントである。
- ・ もう 1 つ見学さんが言っていたのは、固定価格にしたら一体いくらサポートして良いかわからない じゃないか、という話が出ていた。このレポートに書いてあるのは、発電コストとサポートレベル が、実は固定価格制を導入している国の方が一致している、ということである。(レポートの)(前 のページに)固定価格を導入している国が色分けしてあるが、ここら辺で(両者が)重なっている のはほとんど固定価格の国である。実は固定価格の方が、サポートレベルと発電コストをうまく合 わせている。イギリスなどは、発電コストは安いのにサポートレベルが高い、でも普及しない、と いう非常に不思議な国だが、実質的に政策は失敗しているとはっきり言ってもいい。

見学信一郎(東京電力株式会社企画部調査グループ)

サポートレベルとは何か。

飯田哲也(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

サポートレベルというのは、こちら(イギリス)はROクレジットであるから、ROクレジットの出て行っているお金であり、政策的にプラスアルファで出るお金である。ただ、誰が負担しているかは別にしてである。

発言者不明(確認できず)

なぜイギリスは現実には上手くいかないのか。

飯田哲也(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ これはイギリスにはいろいろ理由があって、まず 1 つは、やはりファイナンス・リスクが高すぎるということがある。それから、地域の反対運動もイギリスの場合はある。ドイツとデンマークは、ほとんどいわゆる「市民風車」でやっているのだけれども、(イギリスは)ディベロッパーに対する反対もある。それにいろいろとプランニングに時間がかかるとか、いろんな問題があるようだ。制度的に見るとイギリスは、ファイナンスの面からいうと、リスクプレミアムがついてコストが上がってしまうとか、そういったことがいろいろとある。
- ・ なので、まさに「社会的な費用負担において、RPS の方がコストがかかる」というレポートになっ

ている、というのが私の理解である。

・ とりあえず以上である。

大林ミカ(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ あと 1 点は、安居さんがさっきおっしゃっていた、補助的な仕組みは国税だとなかなか難しいという言われ方だが、それに関して言えば、例えば今 3 分の 1 の設置の補助金があるという比較をなさっていた。だが、それも含めて見直しという形もありうる、という議論なので、ランニング(補助)にした場合は当然そういう見直しの議論が出てくると思う。なので、財務省的に難しいというところは、どういう政策が先程の「efficiency」を一番高めるかということも含めて再考することになる、というのが私たちの提案である。
- ・また、見学さんがおっしゃったことに対して安居さんに質問がある。電力会社は競争があるので、確かに電気料金を上げるのが難しいとおっしゃるのはわかるのだが、国として電力消費を増やしていく方向で国はサポートするという考え方なのか。今、電力部門で競争が起こっており、オール電化とガスとの攻防ということが非常に大きくあって、確かに熱分野では何の政策もないという実情はあって、そこは何かの政策が確かに必要ではある。しかし、電力会社がおっしゃる、競争が激しいので電気料金に載せられない、という議論になってくるとすると、どれだけ kWh の電力を増やして行くかという話になると思う。国としてそういう政策を決めたことはないと思うが、そんなふうに(電力消費を)増やしていくという方向なのか。何らかの規制はそこに入らないのか。

安居徹(資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室室長)

・電力需要を増やすという政策も特に打っていない。需給見通しの中で、はっきり年は覚えていないが、2008年ぐらいで電力需要が飽和してくると言われている。だから、ある程度前提を置いて議論しているが、電力需要が増えて行くという前提で RPS の義務量も増やすということではない。RPS の義務量を決めるに際しては(電力需要が増えて行くという)想定はしていない。

大林ミカ(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ だとすると、熱の話と電気の話と全然法律も別であるし、規制の話と競争の話も別になってくるので、電力会社さんにとってみると規制がどんどん入ってくるという話になるとは思います。毎回毎回、自由化との話で絶対出てくるが、やはり別の議論なり規制なり、政策的にやっていかなくてはならないと思う。
- ・とすると、2010 年・122 億 kWh で本当に日本は新エネがそれで十分なのかという話になると思う。 先ほど、確かに「930 億円」という話は仮定の問題でということではあるが、そうすると(「930 億円」とすると)、だいたい kWh あたり 0.1 円くらいのコスト負担になる。それで換算してみると、 2010 年の時点で 1 家庭当たり 5000kWh 使うとしたら 500 円負担することになる。それでまた 122 億 kWh で十分なのかという議論が 1 つ出てくると思う。費用対効率が非常に悪いだろうし、先程のドイツ(の例)で言うと、約 200 円で今のエネルギー政策がある、(つまり、約 200 円で)10%自然 エネルギーが入ってくるわけであるから、そういうことも議論になってくるかなと思う。

安居徹(資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室室長)

・「930 億円」という説明を、新エネルギー部会で浅野さんがされた。これは一般のご家庭の kWh に直すと、kWh 当たり 0.1 円とおっしゃった。従って、月に直すと数百円ぐらいになると思う。それが高いのかという議論だが、500 円で済むなら払っていいという人が電力需要家にどれだけいるか

ということか。そういう議論をしていくと、自分自身で考えた場合は、年間で 500 円なら高くはないのではないかと思う。だが、電力会社がやっているような基金というものがあるが、新エネを増やすためにグリーン電力基金があるといって、数百円納めてくれるかというとなかなかきつい状況だ。「新エネのために電気料金いくら上げます」ということがそんな簡単にできるのか、という見方も電力会社の方にある訳である。実際、RPS 法の義務量を見たときに、パブリックコメントで電力会社の方が一市民として意見を出しているのかどうか分からないが、「私はとにかく安い電気が欲しいんだ、新エネに年間何百円も払いたくない、義務付けしないでくれ。それならばもっと別に払いたいものがあるんだ」というような意見もあったりする。世論調査した訳ではないので、どういうパーセンテージか分からないが、いろんな人がいる。年間電気料金何百円払うのはどうかという議論は、それはそれで難しいのではないかと思う。

大林ミカ(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ 例として1つ出したものであるが、違う方向に議論が行ってしまった。
- 他にご意見はいかがでしょうか?

泊みゆき(バイオマス産業社会ネットワーク)

- ・ やはり自然エネルギーにおいてはバイオマスがかなり便利なのではないかと思うが、今日のお話の 中にはバイオマスがなかったので、話をさせて頂ければと思う。
- ・ GEN の提案の中で 3 ページに、自然エネルギーの定義の見直しということで、諸外国と日本の新工 ネルギーの定義が違うのでそれを合わせていくという方向になっているのはそれはそれで良いと思 う。ただ、廃棄物の焼却を原則除外ということになっている。これは自然エネルギーに入れる入れ ないの問題ではないが、ただ廃棄物を焼却しているという状況は、特に一般廃棄物は半分くらいは そうなっているので、これはただ焼却しているのであればエネルギー利用すれば良いのではないか、 あるいはそれを促進するような施策をもっと強力に進めれば良いのではないだろうかと思う。
- ・ 伝統的なバイオマスを話すと長くなるが、どちらかといえば「大気汚染を引き起こす」という所に 重点をおいて頂ければと、私は個人的に思う。
- ・ 先程の議論にもあったが、外部不経済をいかに内部化するかが議論の中で非常に重要だと思う。例えば、レスター・ブラウン氏がこのあいだ出した「プラン B」の「2.0」の中には、アメリカが今 1 ガロン当たりのガソリンの値段は 2 ドル位だが、実際は社会的費用を入れれば 9 ドル程度ぐらいになるという議論がある。今の日本が輸入している化石燃料というものに、例えば大気汚染に関する費用、あと難しいが、温暖化についての経済的費用を上乗せすると、実はかなり高いものではないかと言える。そういったものを 1 つの説得材料として、新エネルギーというか自然エネルギーの電力なり値段というものについて、我々がある程度負担していった方が、結局は社会的な効率性や経済的な効率性が高いのではないか、という議論が出来るのではないかと思う。
- ・もう 1 つ、先日のレスター・ブラウン氏との会合の時に配布された資料の中に、電源別の価格というものがあったので、今日もその話が出来るかと思った。この場合、カテゴライズがかなり難しい問題になるけれども、やはり必要になってくるかと思う。あまり同じ料金にすると、自然エネルギーの中でもかなりコストが違うので、それこそ廃棄物系のバイオマスの価格はかなり安いだろうし、太陽光・風力などは高い価格になるわけである。もう 1 つは、バイオマスの中でもカテゴライズしていかないと、廃棄物系のものと例えば林地残材の様なものを分けてやらないと、林地残材というのは本当に今も利用されていないし、利用されることもなくなってしまうと思う。
- ・ その場合にもう1つ、私は前回言わせてもらったが、「輸入」というものもやはリカテゴリーに入れ

てはどうかと思う。輸入バイオマスというのは、関西電力が実際に北米からの輸入ペレットを使って RPS 対応の為に入れる計画を出しているが、こうしたことがどんどん行われると、国産の木質バイオマス系というのはポテンシャルがあるにもかかわらず、やはり、安さや調達のし易さというものに負けてしまい、輸入がどんどん入ってくる事態になりかねない。RPS の義務量が非常に上がることによって、そういった輸入バイオマスというものが増えてしまうというのは、何らかの考慮が必要ではないかということだ。

- ・もう 1 つは、輸入の場合、北米において、ある意味では未利用の余ってしまっている樹皮製のペレットであれば余り問題がないとも言えるが、今非常に問題になっている違法伐採によるチップがある。これは製紙系などの原料として日本に入っており、NGO などが反対運動をして、ある程度対策も行われ、政府調達の木材利用には合法性の証明があるものにするという政府方針になり、木材関係者がすごい混乱で大変なところではある。やはり RPS おいても、少なくとも合法性が確認できない輸入バイオマスというものは認めない、という原則がやはり必要ではないかと思う。出来るならばトレーサビリティ、それはカテゴライズの中でやって行く時にある程度必要になってくると思うが、一体どこでどのように切られた、あるいは、作られたバイオマスであるのか、というものの情報をある程度把握しておかないと、今の違法伐採の問題というか、輸入木材というのは得体の知れない木材がごちゃごちゃと入っており、単に 1 枚ペラの許可証みたいなもので本当に信用ができるかというと、全くできないような状況がある。
- ・ そういったことも含めて、単に RPS の義務量だけを引き上げることでいるいろな好ましくない事態 が起きないように、国産のバイオマスであるとか、太陽光・風力・地熱・中小水力などがちゃんと 育って行けるようなシステムを作っていければと思う。

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・ ありがとうございました。最初に泊さんのご指摘あった通り、今日の前半ではバイオマス関係のコメント発表者がいなかったが、バイオマス関係の議論は歓迎する。

大林ミカ(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・ 確認だが、一般廃棄物として燃やしているものは、エネルギー利用を進めればいい、というお考えか。

泊みゆき (バイオマス産業社会ネットワーク)

・ 焼却されているだけの一般廃棄物というのは結構あり、一般廃棄物の半分位がそうである。そうであるなら、どうせ焼却しているのだったら、それをエネルギー利用すればいいのではないか、ということ。そのためには設備が要るので、既存の規模の小さい所では、(エネルギー利用のための設備がなく)焼却するだけになっている所が結構ある訳である。

大林ミカ(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・GEN としては、今までの歴史の中で、廃棄物の日本の対策そのものの問題性を指摘していて、焼却主義という立場はどちらかというと反対してきている。実際に、焼却する廃棄物をエネルギーと見込んでサポートして行くというのは、中長期にも問題がある。2010年で終わりではない、2020年・2030年という目標の中で、それをエネルギーとして見込んで促進して行くということになり、廃棄物利用を逆に促進してしまうのではないかという懸念を持ち、そのような立場を取っているということだけ申し上げておく。

- ・カテゴライズの問題に対して私からコメントすると、泊さんのおっしゃる通りだが、RPS 法上の整理というよりは、泊さんも先程おっしゃられた、政府調達での指令が出たりなど、そういった所できちんと整理をして行くべきだと思っている。それは、「バイオフューエル」「エコ燃料」といろいると言われているものも同じだと思う。日本でのNGOの中では議論が非常に遅れており、そういったものは海外のNGOではかなり議論が進んでいて、クライテリアや現地のNGOとのコーオペレーションで成り立ってきているので、そういうものは是非整理をして行くべきだと思っている。
- ・ ただ、RPS 法の中でそれを入れて行くというのは、2010 年・2014 年を見た時に、今現在のスパンで ちょっとそこまで行くと難しいかなと思っており、他の政策でのサポートをもう少し充実させて行 く必要があるかなと思う。

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・ もう少し時間があるので、他の方からもいかがか。

船曳尚 (ナットソース・ジャパン株式会社)

- ・毎回少しずつコメントしているが、今回 GEN が取りまとめられたことに関しては敬意を表したい。 概観的な考え方から言えば、2~3年前だと思うが、この場所で私は RPS とは何だろうという時に「階層」の話をしたことがあったと思うが、かなりそれに近い考え方の整理をされていると思う。
- ・ そうした中で私は 2 階部分というところについていくつか引っかかる部分がある。何で RPS 法制度 の中だけで、制度の上でだけでやるのか、どちらかというと新エネ全部で考えるべきだと思う。2 階 部分は、RPS の範疇でだけでなく、新エネ全部でやった方が良いのではないかという気がする。
- ・それから、配布資料の GEN の制度提案 P.5 の図 3 にある、「ロビー階」の電気価格のみの価格についてだ。これは見学さんに怒られるかもしれない。温対法(地球温暖化対策推進法)が今年から改正され、省エネ法ともリンクして、エネルギーの使用量と温室効果ガスの排出量の報告とそれに基づいた公表制度が導入され、今後ずっと進められる。そうした中で、電気の供給を受ける方々にとっては、電気の CO2 排出係数という問題が起こってくる。これは逆に、電気を供給される方にも大きな問題になる。そうした場合に、電気のみの価格というものが、今までは明かりを点けるための物理的な電気のみの価格であったが、果たしてそれだけで良いのか、そのような基準で価格形成されるのが良いのか、という問題が一つ起こり得ると思う。
- ・電気のみの価格という所について、今までの昨年度までの電気事業者のあり方と、これから温対法のような制度が入った上でのとらえ方というものがどう違うかということを、電気事業者をきちっと交えた上で、これはどのように考えるべきかを整理される方がいいような気がする。これは、資源エネルギー庁もしくは環境省を含めてやられるのがいいのか、NGOがやるのがいいのか、自分としては判断がつかないが、このようなことがあっていいのではないかと思う。
- ・次に、コストの話だ。私はいつも申し上げているが、新エネは金科玉条ではないと思っている。安居さんがなるべく高く(目標値を)上げたいとおっしゃるし、皆が上げたいのだと思う。でも、「払えるお金」というのは決まっている。人によってそれぞれ変わるだろうが、どこまで(目標値を)上げられるかということについて、これも一度考えてみないといけないことだろうと思う。これは、新エネ部会でも次の宿題ということで繰り越されていたと思うが、そういう議論が必要だと思う。
- ・次に、2 階部分の、税金による費用負担という所だ。これは、私は以前から申し上げていた通り、 GEN がランニング補助的な仕組みを取り入れようという、この感覚は非常に賛成である。今までの 設備設置に対しての補助よりは、これからはランニング補助の方に重きを置くべきだろうと思う。 そういう意味では、今の NEDO のお金の出し方、NEDO 法なり補助金だとかのお金の払い出し方に

ついて、今の行政上対応が難しいという話も聞いたことがあるが、何とかこういうことができないか、ということをどんどん強く提案されることはよろしいかと思う。

- ・社会的費用負担として、基金だとかグリーン電力価値というものがある。ここの所について考慮された方が良いと思うのは、CO2 のナショナルインベントリーとの整合性である。ナショナルインベントリー、省エネ法、もしくは国内における排出権取引制度とか、仮にそういったことが国内で起こったとして、国全体で管理すること、事業者として管理すること、そういう仕組みが今も環境省の管轄の中で作り上げられてきている。そうした中にこれらがマッチして入るか、もしくはこういう部分を変えたら整合性が取れると言えるのか、そういった所を考えないといけないと思っている。
- ・ 可児さんの方から、価格ということについて言及があった。京都(議定書)のクレジットの価格は、まだ今はプロジェクトによっているところがあり、それにかかるコストなどもろもろで決まってくる状況で、CDM で何ドル・何ユーロなどの均一な値段はない。逆にいえば、事業リスクなり、事業が良いということでプレミアなりがついているのかもしれない状況である。
- ・もう一つが京都議定書のクレジットではなく、ヨーロッパ(EU)でのクレジットの価格がある。どうも、この2つが混合されることがあるようだ。EUの価格は、この春先かなりボラタイル(価格が大きく変動することの意味)になったが、京都のクレジットの価格はそんなに大きく上がっても暴落もしていない。そういう意味ではある程度安定的である。今の CO2 だけから見ると、RPS の値段よりも相当に安いというのも事実である。なので、逆に言えば、どれだけ新エネに対して負担をしていいかというコストの所の話になる。
- ・最後に、森さんには言いづらいのだが、私ども仲介事業をやっており、実は民間の事業者からは、例えば 15 年 (運転する予定で)風車を建てたいのだが、NEDO の補助金を取りに行きたいのだが、いくらなら買ってもらえるかと聞きに来る方がたくさんいる。ところが自治体の方は、困ったことに聞きに来ない。これに対して、事情は分かっている電気事象者の方、ここに東京電力が入っているかどうかについては私たちには言えないが、ある程度この値段ならば、例えば 3 ヶ月なり半年なりの交渉の期間を決めて、このくらいなら預けてもいいということを言われる方がいる。そういう意味では、下限価格がないと、RPS 制度での事業性が危ういということについては、きちっと調べられたのか(疑問がある)。私どもの営業が足りないことは認めるが、逆に事業者の情報収集についてもいかがかなと常々思っている。今日のところは以上だ。

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・ ありがとうございます。他の方からも発言があればいかがか。

見学信一郎(東京電力株式会社企画部調査グループ)

・ 先程、「電力をたくさん売る気ですか」という話があった。我々は企業なので、風力事業者が風力(発電の電気)を沢山売りたいというのと一緒で、それは電気を商売として一生懸命売るというのは企業として、ある意味ごく当たり前だと思っている。だが、エネルギー効率的にどういう売り方が一番日本にとって良いかというかという所も、我々なりに考えて提案はしており、「電化は省エネです」ということは、我々として曇りなく言っているつもりだ。ただ、それだけではなく、やはり値段という部分がすごくあって、「結局いくらかかるの?」という現実的な世界がある。「経済性がある」「事業性がある」と新エネ事業者がおっしゃるように、やはりお金の問題というのはついて回ってくる。

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・ 遠方からいらしている森町長から一言どうぞ。

森利男(北海道苫前町長)

・ 大変参考になった、勉強させて頂く。

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ 今日のご発言の中で環境省に関する話題がでていたが、私たちも環境省地球温暖化対策課に参加を お願いしていたが、金曜日に深夜にメールがきて「多忙で出席できない」とのことだった。また、 PPS の方にもお願いしたが、辞退されている。声を掛けたということの簡単なご報告までに。
- ・ 最後に飯田さんの方からお願いしたい。

飯田哲也(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ 自然エネルギー促進議連の小杉会長が来られず、残念だった。
- ・ 我々としては、今回の提案をたたき台として、何とか秋の新工ネ部会に向けて、今年は「3 年後の見直しかつ 4 年目の見直し」という年なので、少しでも良い方向に見直されるように、経済産業省をお手伝いしながらやっていきたい。
- ・ 来年になると京都議定書の目標達成計画の見直しがまた始まるので、今回の我々が「2階建て」にした意図というのは、1階部分ではまず今回経済産業省に頑張って頂いて、その上で2階部分、もし芽でも生えれば来年度以降目達計画に向けて自然エネルギーを伸ばして行く可能性もでるのではないかと思っている。
- ・何だかんだいっても自然エネルギーが伸びて行けば、基本的には「win-win」の関係になるはずであるので、そういう方向を目指して引き続き活動をして行きたいと考えているので、今後とも色々とご協力・ご支援・アドバイス等・ご批判も含めて、よろしくお願いしたい。

大林ミカ(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・ 基本的には秋の新工ネ部会が本格化してくる時に、国会でも色々と問題提起して行きたいと思っている。秋までに一度議員の方も含めて会を開催したいと考えている。また次回もよろしくお願いしたい。どうもありがとうございました。

第1回新エネ利用特措法改正検討委員会 参加者リスト(敬称略、マスコミを除く)

国会議員(衆参別議席数順)

福島みずほ (参議院議員・社会民主党)

(以下代理出席)

宇野 治 (衆議院議員・自由民主党) 河野太郎 (衆議院議員・自由民主党) 小杉隆 (衆議院議員・自由民主党) 谷津義男 (衆議院議員・自由民主党) (衆議院議員・民主党) 金田誠一 中川正春 (衆議院議員・民主党) 清水嘉与子 (参議院議員・自由民主党) 福山哲郎 (参議院議員・民主党)

ツルネン・マルテイ(参議院議員・民主党) (参議院議員・公明党)

渡辺孝男

一般(五十音順)

今堀洋子 (追手門学院大学)

读藤昭 (日本風力開発株式会社顧問)

奥村昇 (自営業)

糟谷正義 (日鉄鹿児島地熱株式会社) 可児浩一郎 (日本風力発電協会顧問)

川口俊介

河田鐵雄 (ホームサイエンス舎)

北尾浩治 (三菱マテリアル株式会社地熱・電力事業センター)

見学信一郎 (東京電力株式会社企画部調査グループ)

後藤充子 (ナットソース・ジャパン株式会社)

齋藤竜二 (株式会社ユーラスエナジージャパン技術部)

(株式会社 J P ハイテック風力事業部) 佐藤隆

菅原彩絵 (都留文科大学)

瀬口亮子 (FoE Japan)

(東京リース株式会社営業統轄部環境エネルギー推進室) 高橋哲雄

近野義人 (三洋電機株式会社研究開発本部経営企画室)

東原俊一 (GEN 会員)

泊みゆき (NPO 法人バイオマス産業社会ネットワーク (BIN))

永見靖 (経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室)

春増知 (法政大学社会人大学院)

藤幡武二 (GEN 会員)

船曳尚 (ナットソース・ジャパン株式会社)

細川普基 (岩手県環境生活部資源エネルギー課)

堀俊夫 (株式会社グリーパワーインベストメント)

松葉光司 (奥会津地熱株式会社)

村木靖英 (三菱重工業株式会社原動機事業本部電力部新事業グループ)

森利男 (北海道苫前町長/風力発電推進市町村全国協議会会長)

森山清治 (出光大分地熱株式会社/日本地熱開発企業協議会)

安居徹 (経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室長)

若林浩毅 (株式会社ジーティーエフ研究所)

和氣政広 (三洋電機株式会社研究開発本部経営企画室)

渡辺幹彦 (日本総合研究所研究事業本部海外事業・戦略クラスター)

(以下主催者)

(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク代表) 飯田哲也

(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク副代表) 大林ミカ

(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク運営委員) 畑直之